

これからの行政書士像の 1 類型

[1] 情報の電子化と行政書士

情報の電子化 なのか **情報の電子化** なのか重要なのは「情報」そのものであるはずだ。

今まで情報の交流がほとんどなかったのが、「情報の電子化」の進行の結果、部分的にでも情報が交流（共通化）すればどうなるか？

届け出ごと窓口ごとに矛盾がなければ問題にならなかった情報に問題が出てくるであろう。

行政書士以外の他士業の場合、自分の職域の矛盾にしか注意しない場合が多い。（届け出先官庁が限定しているから）

そういう「情報の共通化」という変化がおきれば、その転換期の混乱に対処できる一番良い「ポジション」にいるのが行政書士である。

役所（＝行政）に提出する顧客の情報を一元管理し、矛盾のないように処理しアドバイスできれば顧客のニーズに応え、信頼される士業になれる。

[2] 国民＝顧客の求める事

国民＝顧客が各士業に求めることは何であろうか？各士業の個別の書類作成・あるいは手続きではなく、一定の法的効果を得るために各種法的手続きを行い、そのために書類の作成をすることである。

さらにさかのぼれば、一定の法的効果を得るためにどんな法的手続きをすればいいのかを総合的に知りたいのではないだろうか？

法律の専門家と言えば真っ先に弁護士ということになるだろうが、弁護士の専門は訴訟であり、すべての法的手続きに通じているわけではない。

逆に言えば法的手続きが紛争状態になって始めて必要な専門家ある。訴訟を手術に例えれば、それ以前の診断を身近な町医者ができるように行政書士が総合的な判断をして各士業をプロデュースしながら問題の解決をはかり、手術＝訴訟が必要になった時点で弁護士に引き継げばよい。これにより国民＝顧客は初期の法的判断を誤り不必要な損害を被ったり、どの士業に依頼するのか手探りで探したりする必要がなくなるだろう。

またその訴訟が行政手続きに関するものであるなら行政書士が、最後まで行政手続きの専門家として関わるべきである。

[3] 行政書士の将来像

そのために行政書士は、あらゆる法的手続きの専門家として研さんを積み重ねなければならない。

国民＝顧客の信頼さえ得られれば業務は国民＝顧客のニーズから生まれてくるだろう。これが業務分野の限られている他士業との大きな違いであり行政書士業務の強みなのである。

国民＝顧客の一番身近で、法的手続きの総合プロ

デューサーの立場になれば書類や手続きが電子化されても何も問題はない。

法的情報を管理し、法的手続きを総合的にプロデュースできれば、行政書士は素晴らしい士業となるだろう。

行政書士制度研究特別委員会 委員長 正岡 教明